

令和8年（2026年）第4回 枚方市教育委員会
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第1号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について） の意思決定について
日程 2	報告第2号	臨時代理事項の報告について （1）特定任期付職員の採用について
日程 3	報告第3号	臨時代理事項の報告について （1）フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について
日程 4	報告第4号	臨時代理事項の報告について （1）職員の人事異動について（幼稚園）
日程 5	報告第5号	臨時代理事項の報告について （1）職員の普通退職について
日程 6	報告第6号	臨時代理事項の報告について （1）職員の定年前早期退職について

日程 7	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (指導主事等)
日程 8	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員 (通年・短期任用) の採用について (幼稚園)
日程 9	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程 10	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について
日程 11	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 副教育長の設置に関する規則の制定について
日程 12	報告第12号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について
日程 13	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について
日程 14	報告第14号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について (小中学校)

日程 1 5	報告第15号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 1 6	報告第16号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①
日程 1 7	報告第17号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②

○開催日時 令和8年(2026年)4月21日 午前10:00から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第1号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第34号 議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の意思決定について

臨時代理第 34 号

議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）
の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 8 年（2026 年） 3 月 26 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表7の項中「4時間」を「3時間」に、「3,600円」を「3,900円」に改め、同表8の項中「4時間」を「3時間」に、「1,800円」を「2,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
（教員特殊業務手当） 第12条 [略] 2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			（教員特殊業務手当） 第12条 [略] 2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
項	業 務	額	項	業 務	額
7	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が <u>3時間以上</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が <u>3時間以上</u>	3,900円	7	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が <u>4時間以上</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が <u>4時間以上</u>	3,600円
8	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が2時間以上 <u>3時間未満</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が2時	2,600円	8	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が2時間以上 <u>4時間未満</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が2時	1,800円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
	間以上 <u>3</u> 時間未満		間以上 <u>4</u> 時間未満

報告第2号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第35号 特定任期付職員の採用について

臨時代理第35号

特定任期付職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付け特定任期付職員の採用について

職 名	職 ・ 氏 名
副教育長	事務職員 ・ 乾口 里美

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第36号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

臨時代理第36号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 池田 みな子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山森 清美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山本 佳子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松下 清香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 玉井 成子

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 久保田 典子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中村 三佳
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 栗野 恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中間 千晶
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 内田 久美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 神宮 知里

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 楠上 奈美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 仁波 亜希子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 堀尾 聡子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 高岡 典恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松井 香織
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西野 尚美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 今道 雅子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 水上 朋子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 澤 忍
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西 雅加
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 八木 唯衣
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 末廣 景子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松本 要
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 宮秋 一美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 嶋 績仁

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吾妻 直樹

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第37号 職員の人事異動について（幼稚園）

臨時代理第37号

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月30日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）3月31日付け退職

退職

所 属	職 名
枚方市立枚方幼稚園	教諭 ・ 山本 由香理
枚方市立香里幼稚園	教諭 ・ 井澤 泉樹

令和8年（2026年）4月1日付け人事異動

新規採用

所 属	職 名
枚方市立枚方幼稚園	教諭 ・ 針尾 青空
枚方市立高陵幼稚園	教諭 ・ 當 紗佳

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 藤平 雅子
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 嶋崎 真美
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 増田 里佳
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 的場 由莉
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 岡本 智子
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 宮根 純子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 西川 貴美
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 森下 愛子

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 徳永 祐子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 安樂 千恵子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 辻田 民江
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 島本 もなみ

異動

新	氏名	旧
枚方市立枚方幼稚園 教諭	藤井 沙知子	枚方市立香里幼稚園 教諭
枚方市立香里幼稚園 教諭	森下 夏帆	枚方市立樟葉幼稚園 教諭
枚方市立香里幼稚園 教諭	法用 智美	枚方市立枚方幼稚園 教諭

新	氏名	旧
枚方市立樟葉幼稚園 教諭	木本 美香	枚方市立高陵幼稚園 教諭
枚方市立高陵幼稚園 教諭	向井 未沙稀	枚方市立枚方幼稚園 教諭
枚方市立枚方幼稚園 講師	村野 秀子	枚方市立高陵幼稚園 講師
枚方市立樟葉幼稚園 係長	野村 賀永	子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長 併 枚方市立蹉跎幼稚園 係長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 副班長 併 枚方市立樟葉幼稚園 副班長	増尾 友美	子ども未来部 公立保育幼稚園課 副班長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 副班長 併 枚方市立香里幼稚園 副班長	安田 麻衣	子ども未来部 公立保育幼稚園課 副班長

新	氏名	旧
子ども未来部 公立保育幼稚園課 併 枚方市立高陵幼稚園	藤川 美沙貴	- (新規採用者の併任)
子ども未来部 公立保育幼稚園課 併 枚方市立蹉跎幼稚園	稲田 菜美子	- (新規採用者の併任)
市立ひらかた子ども発達支援セン ター 係長	松岡 千晴	枚方市立樟葉幼稚園 係長 併 子ど も未来部 公立保育幼稚園課 係長
市立ひらかた子ども発達支援セン ター 班長	戸井 久子	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長 併 枚方市立樟葉幼稚園 班長

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第38号 職員の普通退職について

臨時代理第38号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月30日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）3月31日付け普通退職

所 属	職 名
事務局 副教育長	事務職員 ・ 乾口 里美
総合教育部 次長	事務職員 ・ 大西 佳則
学校教育部 教育研修課 課長代理	事務職員 ・ 塩塚 太

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第39号 職員の定年前早期退職について

臨時代理第39号

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月30日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）3月31日付け定年前早期退職

所 属	職 氏 名
総合教育部 おいしい給食課長	事務職員 ・ 江見 美紀
枚方市立中央図書館 課長代理	事務職員 ・ 川端 幸雄
学校教育部 教職員課 係長	事務職員 ・ 横田 公美

報告第7号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 職員の人事異動について（指導主事等）

臨時代理第 40 号

職員の人事異動について（指導主事等）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 8 年（2026 年） 3 月 30 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）3月31日付け指導主事等の人事異動
退職

所 属	職・氏 名
学校教育部長	指導主事・新保 喜和
学校教育部 次長	指導主事・高山 和子
学校教育部 教育研修課長 兼 教育文化センター館長	指導主事・永山 宜佑
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中山 陽子
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・水野 豪
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・永田 翼
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・大潮 一夫
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・西田 暁弘

学校教育部	教育指導課	主幹	指導主事・高橋 瑞人
学校教育部	教育指導課	主幹	指導主事・棚田 惇碁
学校教育部	学校支援課	係長	指導主事・原田 広恵
学校教育部	教育指導課	係長	指導主事・垣上 祐哉

令和8年（2026年）4月1日付け指導主事等の人事異動

採用

所 属	職・氏 名
学校教育部長	指導主事・千原 正敏
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・勢木 隆司
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・原田 泰輝
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・山下 浩平

学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・中島 拓哉
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・湊田 勇貴
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・内田 敦
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・杉本 美夏
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・光田 拓
学校教育部 児童生徒課 係長	指導主事・守口 大貴
学校教育部 教育研修課 係長	指導主事・熊上 絵里
学校教育部 教育指導課 係長	指導主事・畑中 哉太

異動

新	職・氏名	旧
学校教育部 次長	指導主事・倉田 仁司	学校教育部 児童生徒課長
学校教育部 児童生徒課長	指導主事・中口 恵未子	学校教育部 児童生徒課 主幹
学校教育部 教育研修課長 兼 教育文化センター館長	指導主事・栗田 香里	学校教育部 教育研修課 主幹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・吉田 努	学校教育部 教職員課 主幹

長期研修

期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・浦谷 亮佑	文部科学省行政実務研修

総括指導主事の指名

任期 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・吉田 努
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・橋本 晋
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・角 政人
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・上田 泰丈
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・伊藤 良峰

報告第8号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第41号 フルタイム会計年度任用職員（通年・短期任用）の採用について（幼稚園）

臨時代理第41号

フルタイム会計年度任用職員（通年・短期任用）の採用について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年・短期任用）の採用

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）

所 属	職 氏 名
枚方市立枚方幼稚園	保育士 ・ 池島 昌子
枚方市立香里幼稚園	保育士 ・ 竹中 由麻
枚方市立樟葉幼稚園	保育士 ・ 河合 ゆかり
枚方市立高陵幼稚園	保育士 ・ 手嶋 奈那
枚方市立蹉跎幼稚園	保育士 ・ 西井 佳奈
枚方市立田口山幼稚園	保育士 ・ 下村 広美

フルタイム会計年度任用職員（短期任用）

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立香里幼稚園	臨時講師 ・ 藤井 真美子
枚方市立樟葉幼稚園	臨時講師 ・ 四谷 里美
枚方市立高陵幼稚園	臨時講師 ・ 山田 真弓

報告第9号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 職員の人事異動について

臨時代理第42号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
市長公室 市民活動課 主任	津田 結子	総合教育部 新しい学校推進課 主任
市民生活部 市民税課 課長代理	岡井 紀子	総合教育部 教育政策課 係長
市民生活部 資産税課 主任	坂本 龍太郎	学校教育部 学校支援課 主任
子ども未来部 次長 兼 まるっとこどもセンター長	交久瀬 有里	学校教育部 放課後子ども課長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 監督	内山 義一	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督
市立ひらかた子ども発達支援センター 所長（課長級）	安村 国彦	学校教育部 児童生徒課 課長代理

市立ひらかた子ども発達支援センター	生藤 純玲	総合教育部 おいしい給食課
子ども未来部 まるっとこどもセンター 主任	藤原 真理	学校教育部 放課後子ども課 主任
上下水道部 下水道施設維持課 監督	梅崎 正和	学校教育部 放課後子ども課 監督
市立ひらかた病院 事務局 総務課 主査	古川 奈央子	総合教育部 教育政策課 主任

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部 次長	上田 詞子	子ども未来部 まるっとこどもセンター 課長 (総務・保健事業担当)
総合教育部 副参事 (学校等施設担当) 兼 学校教育部 副参事 (学校等施設担当)	津熊 聖博	都市整備部 副参事 (施設整備担当)

総合教育部 教育政策課 主任	乾 直人	健康福祉部 健康福祉政策課 主任
総合教育部 教育政策課 主任	松永 侑子	観光にぎわい部 文化財課 主任
総合教育部 教育政策課 主任	松本 まどか	健康福祉部 介護認定給付課 主任
総合教育部 新しい学校推進課長	杉谷 繁人	子ども未来部 私立保育幼稚園課 課長代理
総合教育部 新しい学校推進課 課長代理	徳田 伴成	総合教育部 新しい学校推進課 係長
総合教育部 新しい学校推進課 係長	亀野 真紀	枚方市立中央図書館長（副参事 級）
総合教育部 新しい学校推進課	吉野 巧海	（新規採用）
総合教育部 おいしい給食課長	西村 隆志	総合教育部 新しい学校推進課長

総合教育部 おいしい給食課 係長	貝原 啓介	総合教育部 おいしい給食課 主査
総合教育部 おいしい給食課 係長	庄田 陽一	市民生活部 納税課 課長代理
総合教育部 おいしい給食課 係長	原 久美子	健康福祉部 保健所 保健医療課 係長
総合教育部 おいしい給食課 主査	今西 桂	総合教育部 おいしい給食課 主任
総合教育部 おいしい給食課 主任	谷口 紀章	市長公室 市民活動課 主任
枚方市立招提学校給食共同調理場長（監督級）	森岡 隆浩	枚方市立長尾学校給食共同調理場長（監督級）
枚方市立招提学校給食共同調理場 班長	岩柿 隆博	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立招提学校給食共同調理場 副班長	清水 由記	枚方市立さだ西学校給食共同調理場

枚方市立長尾学校給食共同調理場長（監督級）	秋山 武彦	枚方市立招提学校給食共同調理場長（監督級）
枚方市立長尾学校給食共同調理場 監督	宮北 隆之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督
枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長	鈴木 里華	枚方市立招提学校給食共同調理場 班長
枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長	寺岡 葉子	枚方市立春日学校給食共同調理場
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	寺田 真季	市立ひらかた子ども発達支援センター 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	中村 紀子	枚方市立菅原東小学校 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長	永田 将之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長	平田 元氣	枚方市立招提学校給食共同調理場 副班長

枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 環境事業課 班長（職種間研修）	宮地 裕治	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 希釈放流センター 班長（職種間研修）
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長	福田 知香	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長	文田 好治	枚方市立菅原小学校 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	南 沙耶香	枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長
枚方市立中央図書館長（課長級）	内山 正昭	環境部 環境事業課長（一般ごみ・資源ごみ収集担当）
枚方市立中央図書館 課長代理	岡田 順子	枚方市立中央図書館 係長
枚方市立中央図書館 係長	鈴木 清	農業委員会事務局 係長 併 観光にぎわい部 農業振興課 係長
枚方市立中央図書館 主任	片根 祥	枚方市立中央図書館

枚方市立中央図書館 主任	西口 武司	学校教育部 教職員課 主任
枚方市立中央図書館	岡本 紗奈	(新規採用)

学校教育部		
学校教育部 学校支援課 係長	田中 大嗣	総合教育部 おいしい給食課 係長
学校教育部 学校支援課	黒田 心佳	(新規採用)
学校教育部 児童生徒課 課長代理	西中 隆	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課 課長代理
学校教育部 支援教育課	川上 大	総合教育部 教育政策課
学校教育部 放課後子ども課長	三木 ひとみ	総合政策部 政策推進課長

学校教育部 放課後子ども課 班長	後藤 達也	都市整備部 施設管理課 班長
学校教育部 放課後子ども課	野上 静流	(新規採用)
学校教育部 教職員課 係長	横須賀 妙子	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課 課長代理
学校教育部 教職員課	知覧 修大	市長公室 広報プロモーション課
学校教育部 教育研修課 課長代理	萩森 敏行	総合教育部 新しい学校推進課 課長代理
学校教育部 教育研修課 主任	吉田 千紘	総合政策部 DX 推進課

小学校技術職員		
----------------	--	--

枚方市立五常小学校 業務主査	瀧口 佐和子	枚方市立五常小学校 班長
----------------	--------	--------------

枚方市立桜丘小学校 副班長	酒井 奈美	枚方市立東香里小学校 副班長
枚方市立菅原小学校 班長	西田 佐和	枚方市立山之上小学校 班長
枚方市立山之上小学校 副班長	宮内 亜弥	枚方市立川越小学校 副班長
枚方市立樟葉南小学校 副班長	大田 伸枝	枚方市立樟葉南小学校
枚方市立川越小学校 班長	江口 冬子	枚方市立桜丘小学校 班長
枚方市立津田南小学校 業務主査	早川 まり子	枚方市立津田南小学校 班長
枚方市立菅原東小学校 班長	皿谷 裕一	枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長
枚方市立東香里小学校 班長	藤岡 洋志	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長

中学校技術職員		
---------	--	--

枚方市立桜丘中学校 監督	藤原 義弘	枚方市立桜丘北小学校 監督
--------------	-------	---------------

再任用職員

新	氏名	旧
枚方市立中央図書館 係長	高橋 孝之	学校教育部 支援教育課 係長
枚方市立中央図書館	市川 直美	枚方市立中央図書館 主任

(参考資料)

令和8年度枚方市定期人事異動＜概要＞

1. 目的

公約施策の達成に向けた、効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新により、組織の活性化とともに、長期的な視点での職員の育成及び組織力の維持・強化を図る。

2. 基本の方針

(1) 職制ごとの役割を踏まえた上で、職員個々の力を最大限活かすとともに、部を横断した弾力的な体制や事務応援により、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。

(2) 個々のキャリアプランも踏まえ、適性或専門性が活かされる適材適所の配置を進めるとともに、エンゲージメントの向上により、職員のモチベーションや貢献意欲を高め、組織力の強化を図る。

(3) 挑戦意欲の高い若手職員を能力と適性により登用するとともに、引き続き女性活躍の推進により、組織の活性化とパフォーマンス向上に繋げる。

(4) 人事交流や外部研修への参加により、先進的な事例やノウハウを取り入れることで若年層の人材育成に繋げ、多様化するニーズに対応できる柔軟かつ持続可能な組織体制をめざす。

異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	67
うち他部局への出向者	10
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	22
うち教育委員会内	35
うち昇格者	12

※ 再任用を除く

報告第10号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 職員の併任について

臨時代理第43号

職員の併任について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付け併任

所 属	職 ・ 氏 名
市民生活部 債権回収課長 併 学校教育部 放課後子ども課 主幹	事務職員 ・ 山内 修二

報告第11号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 副教育長の設置に関する規則の制定について

臨時代理第44号

副教育長の設置に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

副教育長の設置に関する規則

(設置)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条第1項の表に定めるもののほか、教育委員会事務局に副教育長を置くことがある。

(職務)

第2条 副教育長の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。
- (2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図ること。
- (3) 教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。
- (4) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。
- (5) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 副教育長の職にある者の職務遂行における原則と責任は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則第5条の規定の例による。

(副教育長となる職員)

第4条 副教育長は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第1項の規定により採用された職員のうちから、教育委員会が任命する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

臨時代理第45号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「副教育長、」を削る。

第4条第1項の表副教育長の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>教育次長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(職務等)</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		教育次長	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務			<p>(職の設置)</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td><u>副教育長、教育次長</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(職務等)</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>副教育長</u></td> <td> <u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u> <u>(2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図る</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		<u>副教育長、教育次長</u>	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務	<u>副教育長</u>	<u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u> <u>(2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図る</u>
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		教育次長																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		<u>副教育長、教育次長</u>																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
<u>副教育長</u>	<u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u> <u>(2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図る</u>																																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
			<p>こと。</p> <p>(3) <u>教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。</u></p> <p>(4) <u>教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。</u></p> <p>(5) <u>教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。</u></p>
教育次長	[略]	教育次長	[略]
主任	[略]	主任	[略]
2～4	[略]	2～4	[略]

報告第13号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第46号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員
の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

臨時代理第46号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の
実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（令和6年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表副教育長の項中「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表」を「副教育長の設置に関する規則（令和8年枚方市教育委員会規則第号）第1条」に、同表教育次長の項中「職制規則第3条第1項の表」を「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表」に改める。

(枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「副教育長」を「教育次長」に改める。

別表第1副教育長及び教育次長の属する職制上の段階の項中「副教育長及び」を削り、「副教育長」を「教育次長」に改める。

別表第2副教育長の項及び別表第3副教育長、部長の項中「副教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

(参考資料)

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]	
(定義)		(定義)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和8年枚方市教育委員会規則第 号）第1条に規定する副教育長の職にある者	副教育長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者
教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者	教育次長	職制規則第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者
部長	[略]	部長	[略]
係長	[略]	係長	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）												
<p>[枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程関係]</p> <p>(評価者等)</p> <p>第5条 1・2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する調整組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総合評価調整部会 各部署ごとに組織し、能力評価の着眼点及び基準の確認並びに被評価者（標準的な職が<u>教育次長</u>又は部長である者及び標準的な職が次長である者（参事及び次長の職にある者に限る。）を除く。）の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認並びに当該総合評価の集約を行う組織</p> <p>(2) [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="282 1129 1120 1356"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育次長の属する職制上の段階</td> <td><u>教育次長</u></td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員の職の属する職制上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	教育次長の属する職制上の段階	<u>教育次長</u>	会計年度任用職員の職の属する職制上	[略]	<p>[枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程関係]</p> <p>(評価者等)</p> <p>第5条 1・2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する調整組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総合評価調整部会 各部署ごとに組織し、能力評価の着眼点及び基準の確認並びに被評価者（標準的な職が<u>副教育長</u>又は部長である者及び標準的な職が次長である者（参事及び次長の職にある者に限る。）を除く。）の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認並びに当該総合評価の集約を行う組織</p> <p>(2) [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1129 2016 1356"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>副教育長</u>及び教育次長の属する職制上の段階</td> <td><u>副教育長</u></td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員の職の属する職制上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	<u>副教育長</u> 及び教育次長の属する職制上の段階	<u>副教育長</u>	会計年度任用職員の職の属する職制上	[略]
職制上の段階	標準的な職												
教育次長の属する職制上の段階	<u>教育次長</u>												
会計年度任用職員の職の属する職制上	[略]												
職制上の段階	標準的な職												
<u>副教育長</u> 及び教育次長の属する職制上の段階	<u>副教育長</u>												
会計年度任用職員の職の属する職制上	[略]												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
の段階			の段階		
備考 [略]			備考 [略]		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
標準的な職	標準職務遂行能力		標準的な職	標準職務遂行能力	
教育次長	[略]	[略]	副教育長	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
短期任用の 会計年度任 用職員	[略]	[略]	短期任用の 会計年度任 用職員	[略]	[略]
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
標準的な職	一次評価者	二次評価者	標準的な職	一次評価者	二次評価者
次長（副参事を除く。）	部長	特別職	次長（副参事を除く。）	部長	特別職
教育次長、部長	特別職		副教育長、部長	特別職	
備考 [略]			備考 [略]		

報告第14号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第47号 教職員の人事異動について（小中学校）

臨時代理第 47 号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
枚方市立蹠跏小学校	講師・藤井 将
枚方市立蹠跏小学校	講師・笹野 英明
枚方市立香里小学校	講師・橘 香理
枚方市立開成小学校	講師・福井 博章
枚方市立春日小学校	講師・久保 拓夢
枚方市立春日小学校	講師・村田 悟朗
枚方市立春日小学校	講師・山内 幸二

枚方市立桜丘小学校	講師・坂田 真理子
枚方市立山田小学校	講師・野間田 佳奈
枚方市立明倫小学校	講師・坂元 直広
枚方市立明倫小学校	講師・村上 沙紀
枚方市立樟葉小学校	講師・森本 賢
枚方市立樟葉小学校	講師・大野 莉央
枚方市立津田小学校	講師・渡邊 貴文
枚方市立山之上小学校	講師・松浦 高志
枚方市立牧野小学校	講師・島元 梨花
枚方市立中宮小学校	講師・吉田 誠
枚方市立小倉小学校	講師・楠上 果歩
枚方市立樟葉南小学校	講師・林 恵

枚方市立蹉跎西小学校	講師・灘 大和
枚方市立西牧野小学校	講師・田熊 宏行
枚方市立蹉跎東小学校	講師・安藤 真弓
枚方市立桜丘北小学校	講師・田畑 陽子
枚方市立桜丘北小学校	講師・小原 明美
枚方市立桜丘北小学校	講師・小倉 智栄
枚方市立桜丘北小学校	講師・尾形 颯馬
枚方市立津田南小学校	講師・山本 宗佑
枚方市立津田南小学校	講師・田中 竣
枚方市立船橋小学校	講師・白川 菜摘
枚方市立船橋小学校	講師・坂本 秀実
枚方市立菅原東小学校	講師・中井 宙

枚方市立菅原東小学校	講師・濱田 和磨
枚方市立菅原東小学校	講師・深尾 和寿
枚方市立山田東小学校	講師・馬場 麻美
枚方市立禁野小学校	講師・西山 雄一郎
枚方市立禁野小学校	講師・室 陽奈子
枚方市立第一中学校	講師・田中 千絵
枚方市立第三中学校	講師・生駒 大地
枚方市立第四中学校	講師・秋山 千恵
枚方市立津田中学校	講師・杉谷 あおひ
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 啓太
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 智貴
枚方市立招提中学校	講師・小西 貴之

枚方市立杉中学校	講師・中村 仁美
枚方市立山田中学校	講師・宮崎 貫太
枚方市立桜丘中学校	講師・野原 卓也
枚方市立桜丘中学校	講師・北野 翔太
枚方市立桜丘中学校	講師・宮脇 優弥
枚方市立蹉跎中学校	講師・日外 政男
枚方市立長尾西中学校	講師・箕浦 弘人

海外派遣

任期 令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
枚方市立平野小学校	教諭・中野 絵里子	ブダペスト日本人学校
枚方市立枚方中学校	教諭・川邊 丈太郎	ブエノスアイレス日本人学校

任期延長 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
枚方市立香陽小学校	教諭・村田 佳苗	サンパウロ日本人学校
枚方市立樟葉西小学校	教諭・小西 透真	ハンブルグ日本人学校

報告第15号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第 1 号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 8 年（2026 年） 4 月 1 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

別紙1のとおり

委嘱期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日